

立ち乗り二輪車「電動キックスケーター」の新ルールを定めた改正道路交通法が今年7月1日から施行されました。電動キックボード」とも呼ばれ、これまでには原付きバイクの免許が必要でしたが、新ルールは、車体性能により区分し、条件を満せば免許不要、ヘルメット着用は「努力義務」となります。

最高時速20キロ以下の車体は、「特定小型原動機付自転車」に区分され、自転車道も走行可能です。さら

電動キックスケーター安全利用を

に最高時速6キロ以下の車体は、「特例小型原動機付自転車」として「自転車通行可」の歩道も走行できます。ワインカー、ナンバープレートは必要で、自動車損害賠償責任保険加入が義務付けられます。区分にかかるわらず16歳未満の運転は一律に禁止されます。最高時速20キロ超過の車体は従来の原付きバイク扱いで変わりません。

安全に利用しましよう。

交通安全ロゴモ